

令和3年度 第8回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年11月5日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二 宮 茂	2番	阿 部 一 郎	3番	吉 岩 一 三
4番	藤 松 美 潮	5番	宇留嶋 雄 藏	6番	手 嶋 辰 三
7番	金 高 奉 宣	8番	倉 永 信 裕	9番	江 藤 由之助
10番	藤 原 通 弘	11番	佐々木 福 司	12番	小 田 敏 春
13番	豊 田 敏 夫	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清 原 浩 徳	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主任	田 邊 憲 佑	農地・管理係主任	竹 中 咲 希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 42号	農地法第3条の申請について
議案第 43号	農地法第5条の申請について
議案第 44号	非農地証明願いについて
議案第 45号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 46号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
報告第 6号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用賃借権の解約受理について (合意解約)

議長	それでは、令和3年度第8回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時41分 : 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と [REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第42号から議案第46号までの5議案26件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いいたします。
議長	まず、はじめに「議案第42号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の [REDACTED] です。改めてよろしくお願ひします。 議案書1ページをごらんください。 「議案第42号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があつたので、これを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED] 歳。申請の土地になります、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、台帳、現況ともに [REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² です。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	10月20日に事務局職員と [REDACTED] 農地委員と現地確認を行いました。場所は [REDACTED] の近く、[REDACTED] [REDACTED] を出たところから北東へ200mほど離れた場所になります。譲渡人 [REDACTED] さんはこの土地を相続で取得しましたが管理ができないため、近くに住んでいる [REDACTED] さんと話がまとったようです。お願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、高齢で管理ができない状況です。今回、自宅近くの申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、[REDACTED] さんの所有農地は、これ以外に約 [REDACTED] a ありますが、今後順次整理していく意向のようです。 [REDACTED] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。耕作面積は50aを超ませんが、農用地利用集積計画、番号1番から3番でも申請されている土地に加え、今回申請で許可されれば基準を超え問題ありませんので、[REDACTED] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	2番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	10月20日、事務局職員と[REDACTED]農地委員と現地確認に行きました。場所は[REDACTED]の交差点から[REDACTED]へ入り、約2km進み[REDACTED]から約300m上った[REDACTED]周辺にあります。[REDACTED]さんが両親と一緒に耕作するとのことですので問題ないと思います。どうかよろしくご審議をお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、譲受人の実家近くで耕作の都合が良く、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外に約[REDACTED]aありますが、今後順次整理していく意向のようです。 [REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。譲受人の経営面積は田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。 以上です。
議長	3番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	おはようございます。10月20日に[REDACTED]農地委員、事務局職員と現地確認しました。[REDACTED]さんは[REDACTED]在住で、高齢のため[REDACTED]さんに譲りたいという要望がありました。場所は[REDACTED]から約2km下った[REDACTED]の正面です。審議のほどよろしくお願いいたします。
	< [REDACTED]委員 9:48退出9:49入室 >
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地の隣地に住宅を建てる予定の、譲受人と売買の話がまとまりましたため申請となりました。なお、住宅の件は別に5条申請がありますので、後に審査いただく分になると思います。 なお、[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外に約[REDACTED]aありますが、今後順次整理していく意向のようです。

	<p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひつかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書2ページをごらんください。</p> <p>番号4番、譲渡人、■区、■、譲受人、■区、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況とともに■、地積■m²、合計■筆の■m²です。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番についても、■農業委員より説明願います。
■委員	場所は■のすぐ隣です。■さんはこの■をずっと作っていましたが、今回売買の話が出たそうです。よろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>譲渡人は、売買で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地近くに住んでいる、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後順次整理していく意向のようです。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。耕作面積は50aを超ませんが、農用地利用集積計画、番号4番でも申請されている土地に加え、今回申請で許可されれば基準を超える問題ありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第42号」「農地法第3条の申請について」事務局及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第42号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第42号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第43号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の■です。よろしくお願ひします。 議案書の3ページをお開きください。

	<p>「議案書第43号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■区、■、■歳。転用者、■区、■■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、計■筆の■m²。申請内容、倉庫及び庭園用地として。申請理由、自宅に隣接する申請地を倉庫及び庭園用地として利用したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■農業委員より説明願います。
委員	<p>■から直線距離で北西へ約600m行った■のT字路を左折し、200mほどの上った■に位置する土地です。転用者の■さんは申請地の隣に住んでおられ、この場所を倉庫及び庭園用地として使用するということで、所有者の■さんと話し合われたそうです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者の■さんは、高齢になったこともあり農地の管理に困っていました。一方、転用者の■さんは、自宅の近隣で倉庫及び庭園として利用できる土地を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を倉庫及び庭園用地として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにならなければ、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅に隣接しており利便性が高いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■、南側は■、西側は■、東側は■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■筆■m²に、車庫■か所及び農業用倉庫■か所を含む倉庫■棟と庭園スペースを計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、庭園スペースで自然浸透を図るとともに、敷地の四方をコンクリートブロックで囲うため、雨水及び土砂の流出の危険性はないと考えられますが、転用に際し被害等が発生した場合は、責任をもって処理する旨の書面をいただいております。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された預金残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■、■、■歳。転用者、■区、■■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、計■筆の■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在家族■人で■暮らしですが、申請地に住宅を建築し、居住したい。こちらは第2種農地です。</p>

	以上です。
議長	2番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	[REDACTED]さんは、子どもさんの成長に伴い現在の家が手狭になったことから、宅地を探していましたが、見つからず今回の申請になりました。審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>土地所有者の[REDACTED]さんは、[REDACTED]に住んでおり高齢になったこともあり農地の管理に困っていました。一方、転用者の[REDACTED]さんは、現在家族[REDACTED]人で[REDACTED]暮らしですが、子どもの成長に伴い手狭になったため、新居を建築するための土地を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地に一般住宅を建築し居住する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにならなければなりません。申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、県道沿いであり交通の便も良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は[REDACTED]及び[REDACTED]、南側は[REDACTED]、西側は[REDACTED]及び[REDACTED]、東側は[REDACTED]にそれぞれ接しており、周辺の農地については土地所有者の自己所有地のため、転用に際して営農上の問題はありません。</p> <p>新築計画につきましては、申請地[REDACTED]筆[REDACTED]m²に、1階床面積[REDACTED]m²、約[REDACTED]坪の一般住宅を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水については北側下水管及び西側既存側溝へ、宅内排水については北側下水管に接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、土地所有者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳。転用者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² 。申請内容、一般住宅として。申請理由、実家に隣接する申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地です。
議長	3番について、[REDACTED] 農業委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	おはようございます。10月24日に事務局職員と[REDACTED] 農地委員と現地を確認いたしました。場所は[REDACTED]から[REDACTED]方面へ5kmぐらい上ったところを右折し、500mほど行った先を左折したところです。実家の横に子どもさんが帰って家を建てたいということです。ここは以前広い[REDACTED]が

	ありましたが、その一部を住居として家を建てるということです。ぜひよろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>転用者の■さんの職業は■で、現在は■のアパートに家族■人で暮らしています。転用の目的は、子どもの成長に伴いアパートが手狭になったため、実家近隣の申請地に住宅を建築し居住することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにならなければなりません。申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便も良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であるとの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■、南側は■、西側は■、東側は■にそれぞれ接しております。周辺の農地については土地所有者の自己所有地のため、転用に際して営農上の問題はありません。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■m²に、1階床面積■m²、約■坪の一般住宅を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水とともに東側母屋で使用中の集中栓に接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>番号4番、申請人、土地所有者、■区、■、■歳。転用者、■区、■、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、計■筆の■m²。申請内容、排水処理施設用地及び駐車場用地。申請理由、実家で父と同居するに当たり、実家に隣接する申請地を排水処理施設及び駐車場として利用したい。こちらは第2種農地で追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■農業委員より説明願います。
■委員	10月22日に■農地委員と現地確認を行いました。場所は■から1kmぐらい■方面に行ったところです。実家の正面で問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。

事務局	<p>土地所有者の■さんと転用者の■さんは親子です。■さんの職業は■で、令和元年12月より実家に家族■人で暮らしています。転用の目的は、実家で父と同居するにあたり、実家に隣接する申請地を排水処理施設及び駐車場として利用することです。</p> <p>なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和元年12月から転用許可を得ることなく申請地を排水処理施設及び駐車場として利用しているためです。このことにつきましては、申請者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにならぬか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、実家に近く交通の便も良いこと、十分な面積が確保できること、実家の隣接地であり浄化槽の施工が容易であることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■、南側は■、西側は■、東側は■にそれぞれ接しており、周辺の農地については土地所有者の自己所有地のため、転用に際して営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■筆■m²に、のべ■台の駐車場と浄化槽を設置して利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、雨水についてはU字側溝を経由して西側の公衆用道路側溝に、宅内排水（合併浄化槽濾過後）については浄化槽を経由して西側の公衆用道路側溝に接続予定です。排水に関して、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用については既に支払い済みのため、今回新たに発生する費用はありません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第43号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第43号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第43号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第44号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>「議案第44号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか、意見を求める。</p>

	番号1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。申請地の状況は、宅地です。転用又は耕作放棄された理由は、昭和40年に父が売買により取得し、自宅の庭として使用するに至ったということです。以上です。
議長	1番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	10月20日に現地確認を行いました。[REDACTED]から500mぐらい南側に進んだ[REDACTED]を約200m進んだところにあります。ここは昭和40年ごろから庭として使っており、両親も亡くなつて空き家となっているため、この土地を売りたいということです。よろしくお願ひします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	現地を10月20日に、[REDACTED]農業委員と確認しました。申請者の父が昭和40年に売買により取得し、庭として使用してきました。申請者は平成17年に相続により申請地を取得しています。申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地である確認も行っています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、売却したい意向だそうです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、[REDACTED]区、[REDACTED]、申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和40年ごろに父が申請地に住宅を建てたということです。 以上です。
議長	2番について、[REDACTED]農業委員より説明願います。
[REDACTED]委員	現地を10月21日に[REDACTED]農地委員と事務局職員で現地確認をいたしました。申請地は[REDACTED]から西へ300mほど進んだところにあります。申請地は長年宅地として使用していました。今後は地目変更をして、現状のまま管理していくそうです。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	現地を10月21日に[REDACTED]農地委員、[REDACTED]農業委員と確認しております。申請者は平成5年に相続により申請地を取得しています。申請地は50年以上前から宅地として使用していたそうです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地である確認も行っています。 今後の予定についてですが、このままの状態で管理したいとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第44号」「非農地証明願いについて」、事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。

議長	お諮りいたします。「議案第44号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第44号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書6ページをごらんください。</p> <p>「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。設定期間は[REDACTED]年新規で、経営面積はありません。以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>続きまして、番号3番、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>続きまして、7ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。設定期間は[REDACTED]年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 淳野勇。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。設定期間は[REDACTED]年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。設定期間は[REDACTED]年新規です。</p> <p>続きまして、8ページをお願いします。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、番号9番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。</p>

	<p>続きまして、番号10番、[■]、[■]。申請の土地になります、大字[■]字[■]、地番[■]、地目、[■]、地積[■]m²、合計[■]筆の[■]m²です。</p> <p>続きまして、番号11番、申請人、貸人、[■]、[■]。申請の土地になります、大字[■]字[■]、地番[■]、地目、[■]、地積[■]m²、ほか[■]筆、合計[■]筆の[■]m²です。</p> <p>続きまして、議案書9ページです。</p> <p>番号12番、申請人、貸人、[■]区、[■]。申請の土地になります、大字[■]字[■]、地番[■]、地目、[■]、地積[■]m²、合計[■]筆の[■]m²。</p> <p>続きまして、番号13番、申請人、貸人、[■]、[■]。申請の土地になります、大字[■]字[■]、地番[■]、地目、[■]、地積[■]m²、ほか[■]筆、合計[■]筆の[■]m²。</p> <p>続いて、番号14番、申請人、貸人、[■]区、[■]。申請の土地になります、大字[■]字[■]、地番[■]、地目、[■]、地積[■]m²、ほか[■]筆、合計[■]筆の[■]m²です。</p> <p>続いて、番号15番、申請人、貸人、[■]、[■]。申請の土地になります、大字[■]字[■]、地番[■]、地目、[■]、地積[■]m²、ほか[■]筆、合計[■]筆の[■]m²です。</p> <p>公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸し付けは合計[■]筆の[■]m²、貸し手農家数[■]戸、借り手農家数[■]戸、利用権設定の面積は全部で[■]m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第45号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書11ページをごらんください。</p> <p>「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 渕野勇、借受人、[■]区、[■]、[■]歳、[■]、[■]、[■]歳。対象の農地は、杵築市[■]筆の[■]m²です。</p> <p>続いて、借受人、[■]区、[■]、設立[■]年、対象農地は杵築市[■]の合計[■]筆の[■]m²です。</p> <p>次の12ページから15ページまでが先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号5番から番号15番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を、農地中間管理機構から11ページの</p>

	方々へ貸し付ける土地の一覧になります。詳細につきましては利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明を省略させていただきます。 以上です。
議長	只今、「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第46号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第6号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書16ページをごらんください。 「報告第6号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用賃借権の解約受理について（合意解約）」であります。 番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、山香区、公益社団法人杵築市地域活性化センター理事長 永松悟。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。理由といたしましては、貸人の都合になります。 続きまして、番号2番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、山香区、公益社団法人杵築市地域活性化センター理事長 永松悟。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。理由といたしましては、貸人の都合であります。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和3年度第8回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時28分：終了)